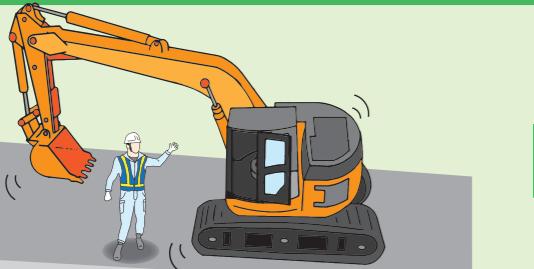
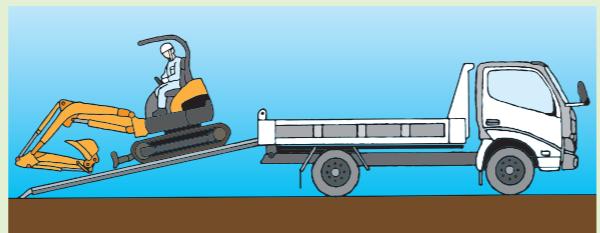


#### ④ 運転位置から離れる場合の措置（安衛則第160条）



- ▷ バケットやジッパー等の作業装置は地上に下ろす。
- ▷ エンジンを止め、かつ走行ブレーキをかける等の逸走を防止する措置を講ずる。
- ▶ 補足：ロックレバーを確実にかけ、予期せぬ動作を防止しましょう。

#### ⑤ 車両系建設機械の移送（安衛則第161条）



- ▷ 車両系建設機械を貨物自動車に積卸す場合は、平たんで堅固な場所で行う。
- ▷ 十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な勾配で確実に取付けること。

- ▶ 補足：荷台がスライド式のトラックを使用すると転倒のリスクを低減できます。

※安衛則・・・労働安全衛生規則。労働安全衛生法に基づき、労働災害防止のために講じなければならない措置の基準を定めている。

### 接触防止装置の紹介

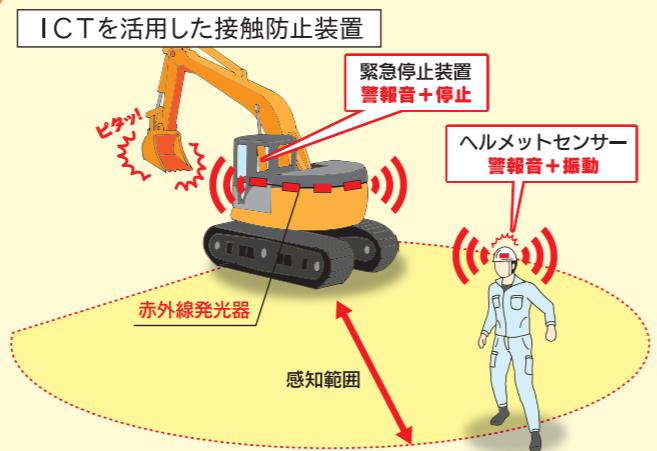


- ▷ バックホウの履帯後方に設置し、接触を防止します。

- ▷ 安価な材料で作成でき、着脱も容易で狭隘な施工場所でも使用できます。

- ▷ 水道局のホームページに材料や設置方法を掲載しています。

[https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/jigyosha/koji/jikoboshi/jikobou\\_4.html](https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/jigyosha/koji/jikoboshi/jikobou_4.html)



- ▷ 感知範囲内に労働者が侵入するとヘルメットに設置したセンサーが振動し、警報音を発して警告します。
- ▷ 建設機械に設置した緊急停止装置からも警報音が発せられ、運転者に警告すると同時に建設機械を停止させます。

# 車両系建設機械による事故を防止しましょう！

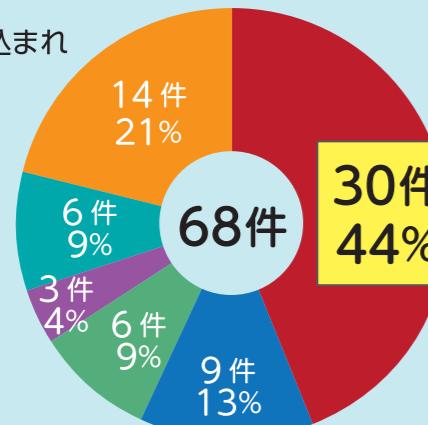


## グラフで見る工事事故

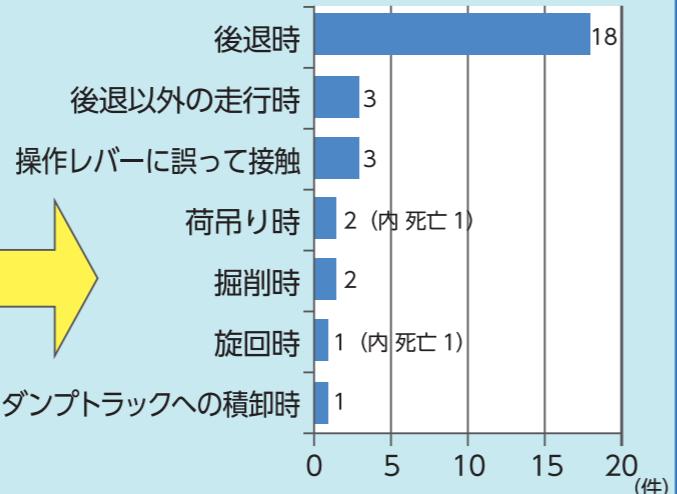
◆水道局の工事事故発生状況（レベルI以上\*）※休業4日以上の負傷または死亡事故

### 人身事故原因別件数及び割合 (H24 から H30)

- 車両系建設機械に起因する事故
- 挟まれ・巻込まれ
- 墜落・転落
- 転倒
- 飛来・落下
- その他



### 動作別内訳 (H24 から H30)



## 水道局の工事で実際に発生した車両系建設機械に起因する事故例

### 後退時に舗装転圧作業中の作業員と接触



作業員が足を骨折、靭帯断裂

### 後退時に作業帯内に立ち入った交通誘導員と接触



交通誘導員が足を骨折

### 操作レバーに誤って接触し、バケットの予期せぬ動作が発生



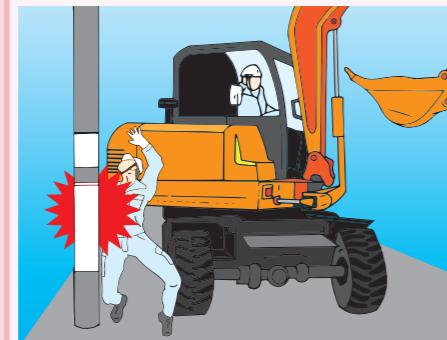
作業員が足を骨折

### 荷吊り時にバランスを崩して転倒



作業員が死亡

### 旋回時に作業員が車体と電柱との間に挟まれた



作業員が死亡

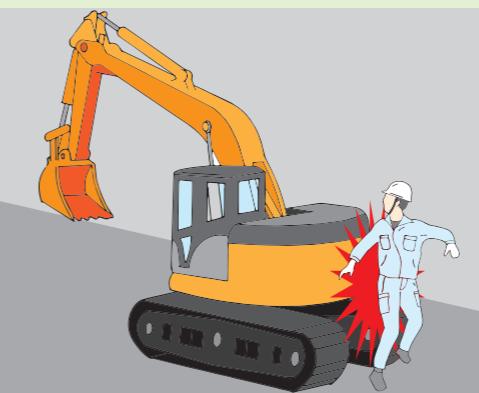
### ダンプトラックへの積込み時に道板が外れ転倒



運転手が膝下を切断

## あなたは知っていますか? ～車両系建設機械による事故防止のための関係法令～

### ① 接触の防止 (安衛則第158条)、合図 (安衛則第159条)



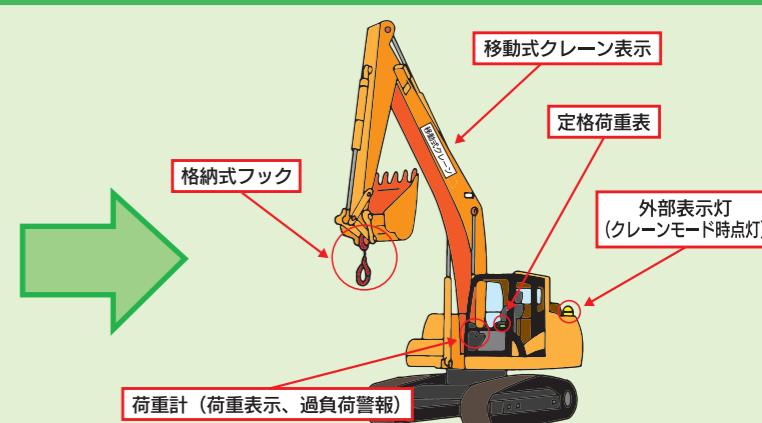
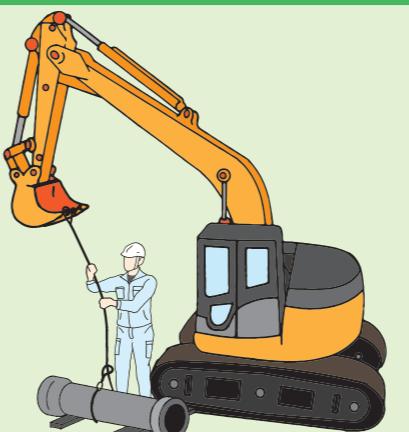
#### ▷接觸の防止 (安衛則第158条)

運転中の車両系建設機械に接觸する可能性がある箇所は、**立入禁止措置**を講ずる。または、**誘導者を配置**して車両系建設機械を誘導させる。車両系建設機械の運転者は、**誘導者の誘導に従う**。

#### ▷合図 (安衛則第159条)

誘導者を置くときは**一定の合図**を定め、誘導者に合図を行わせる。運転者は、**誘導者の合図に従う**。

### ② 主たる用途以外の使用の制限 (安衛則第164条)



▷バックホウによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降など、当該車両系建設機械の**主たる用途以外の用途**での使用は禁止。(例外規定あり)

▷補足: クレーン機能付バックホウによる荷のつり上げは、「主たる用途以外の使用」には該当しません。**クレーンモード**へ切替え、**定格荷重**の範囲内で適正に使用しましょう。

### ③ 作業計画 (安衛則第155条)

▷あらかじめ作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行う。  
▷作業計画には次の事項を示す。

- ① 使用する車両系建設機械の種類及び能力
- ② 車両系建設機械の運行経路
- ③ 車両系建設機械による作業の方法

▷事業者は、作業計画の内容を**関係労働者**に周知する。